

役員名簿

R7(2025).6.26現在

理事 15名

職名	氏名	性別	現職	就任年月日	重任年月日	選任条項
理事長	西井泰彦	男	就実学園 理事長	2016.3.7	2025.6.26	8-1-3
常務理事	片岡一正	男	就実学園 法人事務局長	2020.4.1	2025.6.26	8-1-2
常勤理事	桑原和美	女	就実大学・就実短期大学 学長	2017.4.1	2025.6.26	8-1-1
常勤理事	秋山圭子	女	就実高等学校・就実中学校 校長	2012.4.1	2025.6.26	8-1-1
常勤理事	海野誠二	男	就実小学校 校長	2020.4.1	2025.6.26	8-1-1
常勤理事	佐田もと子	女	就実こども園 園長	2025.6.26		8-1-1
常勤理事	見尾光庸	男	就実大学・就実短期大学 副学長	2020.4.1	2025.6.26	8-1-2
常勤理事	苅米一志	男	就実大学・就実短期大学 副学長	2025.6.26		8-1-2
常勤理事	綱島裕修	男	就実高等学校 教頭	2024.4.1	2025.6.26	8-1-2
常勤理事	佐藤朋行	男	就実中学校 教頭	2025.6.26		8-1-2
常勤理事	神宝和美	女	就実高等学校・就実中学校 事務部長	2025.6.26		8-1-2
非常勤理事	片山浩子	女	学校法人アジアの風 理事長	1999.4.1	2025.6.26	8-1-3
非常勤理事	門野八洲雄	男	(一財)岡山県教育会 顧問	2012.1.21	2025.6.26	8-1-3
非常勤理事	松田正己	男	(株)山陽新聞社 代表取締役 会長	2021.10.28	2025.6.26	8-1-3
非常勤理事	伊達元英	男	(一社)岡山県薬剤師会 会長	2022.4.1	2025.6.26	8-1-3

評議員 16名

職名	氏名	性別	就任年月日	重任年月日	選任条項
常勤評議員	石原みちる	女	2020.4.1	2025.6.26	33-1-1
常勤評議員	福森護	男	2024.4.1	2025.6.26	33-1-1
常勤評議員	ズビャーギナ 章子	女	2022.4.1	2025.6.26	33-1-1
常勤評議員	好村葉子	女	2025.6.26		33-1-1
常勤評議員	十河妹	女	2025.6.26		33-1-1
非常勤評議員	羽賀美年	女	2006.11.20	2025.6.26	33-1-2
非常勤評議員	難波奈央子	女	2024.1.21	2025.6.26	33-1-2
非常勤評議員	内海淳子	女	2025.6.26		33-1-2
非常勤評議員	上岡美保子	女	2012.1.21	2025.6.26	33-1-3
非常勤評議員	鎌田積	男	2019.4.1	2025.6.26	33-1-3
非常勤評議員	川上晃	男	2019.4.1	2025.6.26	33-1-3
非常勤評議員	五味田裕	男	2020.1.21	2025.6.26	33-1-3
非常勤評議員	福田正彦	男	2025.6.26		33-1-3
非常勤評議員	竹内美保	女	2025.6.26		33-1-3
非常勤評議員	谷良江	女	2025.6.26		33-1-3
非常勤評議員	矢吹優子	女	2025.6.26		33-1-3

監事 3名

氏名	性別	就任年月日	選任条項
梶田行雄	男	2025.6.26	23-1
高祖宏志	男	2025.6.26	23-1
池田千明	女	2025.6.26	23-1

理事・監事・評議員の任期

令和7(2025)年6月26日から令和11(2029)年4月以後最初に召集される定時評議員会まで

学校法人就実学園役員の報酬等に関する規程

制定 令和2年1月1日

改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人就実学園（以下「学園」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員の報酬、退職慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 役員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、学園給与規程及び学園退職手当規程に基づくものを含まない。
- 三 費用とは、役員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、報酬及び退職慰労金を支給するものとする。

2 報酬の支給期間は、就任の月から退任の月までとする。

(報酬額の算出方法)

第4条 役員に対する報酬月額は、別表第1のとおりとする。ただし、理事長及び寄附行為第8条第1項第三号で選任された理事（以下、「三号理事」という。）が常務理事の場合の報酬月額は、別表第1を上限として、理事会の議を経て決定する。

(退職慰労金の支給)

第5条 役員に支給する退職慰労金の額は、在任期間1年につき30,000円を乗じて得た額を支給する。在任期間に1年に満たない端数がある場合は、これを1年とみなす。

2 役員が任期満了の日又はその翌日において、再任されたときは、引き続き在任したものとみなす。

(費用弁償)

第6条 役員の費用弁償の額は次のとおりとする。

- 一 学園の用務で出張した場合は、本学園旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
 - 二 三号理事（常務理事を除く）及び監事が役員会等に出席した場合の交通費は、あらかじめ届け出た方法により実費を支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 一 報酬 毎月20日とする。ただし、その日が土日、祝祭日にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い金融機関の営業日に支払うものとする。
 - 二 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した日から1か月以内に支払うものとする。
- 2 三号理事（常務理事を除く）及び監事に対する費用弁償は、前項第1号に合算して支給する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。死亡した役員の報酬等は、遺族に支給する。この場合の遺族の範囲は、学園給与規程第8条の規定を準用する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第137条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決により行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 学校法人就実学園役員等報酬・費用弁償規程（昭和56年4月1日制定）は廃止する。
- 3 学校法人就実学園役員等退職手当規程（昭和56年4月1日制定）は廃止する。
- 4 第1条、第2条、第4条及び第6条から第8条の改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 5 第5条第2項の規定にかかわらず、令和7年4月1日に在任する役員に対し、第7条第1項第二号を適用する。

別表第1（第4条第1項関係）

役員の種類	報酬額
理事長	月額 1,000,000円
寄附行為第8条第1項第三号で選任の常務理事	月額 800,000円
寄附行為第8条第1項第二号で選任された常務理事	月額 40,000円
寄附行為第8条第1項第二号で選任された常務理事を除く職員理事	月額 30,000円
寄附行為第8条第1項第三号で選任された常務理事を除く非常勤理事	月額 30,000円
監事（非常勤）	月額 40,000円

学校法人就実学園評議員の報酬等に関する規程

制定 令和2年1月1日

改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人就実学園（以下「学園」という。）の評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 評議員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他、評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、学園職員給与規程及び学園退職手当規程に基づくものを含まない。
- 二 費用とは、評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員には、報酬及び退職慰労金を支給するものとする。

2 報酬の支給期間は、就任の月から退任の月までとする。

(報酬額)

第4条 評議員に対する報酬の額は、月額20,000円とする。

(退職慰労金の支給)

第5条 評議員に支給する退職慰労金の額は、在任期間1年につき、10,000円を乗じて得た額を支給する。在任期間に1年に満たない端数がある場合は、これを1年とみなす。

2 評議員が任期満了の日又はその翌日において、再任されたときは、引き続き在任したものとみなす。

(費用弁償)

第6条 評議員の費用弁償の額は次のとおりとする。

- 一 学園の用務で出張した場合は、本学園旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
 - 二 非常勤評議員が評議員会に出席した場合の交通費は、あらかじめ届け出た方法により実費を支給する。
- 2 評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 評議員に対する報酬等の支給は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 一 報酬 毎月20日とする。ただし、その日が土日、祝祭日にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い金融機関の営業日に支払うものとする。
 - 二 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した日から1か月以内に支払うものとする。
- 2 非常勤評議員に対する費用弁償は、前項第1号に合算して支給する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。死亡した評議員の報酬等は、遺族に支給する。この場合の遺族の範囲は、学園給与規程第8条の規定を準用する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決により行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

(附則)

- 1 この規程は、令和2年1月1日より施行する。
- 2 学校法人就実学園役員等報酬・費用弁償規程（昭和56年4月1日制定）は廃止する。
- 3 学校法人就実学園役員等退職手当規程（昭和56年4月1日制定）は廃止する。
- 4 第4条の改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 5 第5条第2項の規定にかかわらず、令和7年4月1日に在任する評議員に対し、第7条第1項第二号を適用する。